○ 港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

(1) の地点 三九度四六分五九秒) 川崎東扇島防波堤東灯台から九九度八、 川崎東扇島防波堤東灯台 から八〇度三〇分六、〇三〇メートル (北緯三五度二九分四一秒東経 九〇〇メートル

(2)

(3) 川崎東扇島防波堤東灯台から一二三度七、 六八〇メートル

(4) の地点 点 九度五一分四〇秒) 木更津港防波堤西灯台 から五度一五分五、 (北緯三五度二二分三七秒東経 六三〇メートルの

(5) トルの地点 木更津港防波堤西灯台から二九二度三〇分五 00メー

(7) (6) 三九度四五分三秒) 第二海堡灯台 川崎東扇島防波堤西灯台 (北緯三五度 から一六四度八、 (北緯三 八分四二秒東経 |五度二八分五 六二〇メートルの地点 一三九度四 秒東経

(11)|(10)|(9)|(8)|第二海堡灯台から三五一度七九〇メートルの地点 一海堡灯台から七一度三六〇メートルの地点

分二九秒)から一○度三、八二○メートルの地点

第二海堡灯台から一六六度一五分六三〇メートルの地点

観音埼灯台 (北緯三五度 一五分二二秒東経一三九度四四分

兀 三秒 から九〇度三、七〇〇メートルの地点

> (1) (2) 点 四分二九秒) 第二海堡灯台から一七度三〇分一一 第二海堡灯台 から一一 (北緯三五度一八分四十二秒東経一三九度四 度一五分一一、 六五〇メートルの地点 四七〇メートルの地

(3) 第一 第一 一海堡灯台から三五 一海堡灯台から一〇度三、 一度七九〇メートルの地点 八二〇メートルの地点

第二海堡灯台から七一度三六〇メートルの地点

(9) (8) (7) (6) (5) (4)第二海堡灯台から三二〇度二、 第二海堡灯台から一六六度一五分六三〇メートルの地点 六〇〇メートルの地点

一海堡灯台から○度四 〇三〇メートルの地点

第二海堡灯台から一三度三〇分一一 〇六〇メートルの地

点

(削除)	ートルの地点	(24)川崎東扇島防波堤東灯台から一一七度三〇分四、〇四〇メ)	の地点	九度四二分二五秒)から一三八度一五分四、五〇〇メートル

(23)

横浜大黒防波堤東灯台

(北緯三五度二七分二四秒東経

浦賀水道航路

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(1)に

掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(3) (2) (1)第二海堡灯台から二八〇度三二〇メートルの地点 第二海堡灯台から三二〇度二、 六〇〇メートルの地点

四三秒)から九〇度三、七〇〇メートルの地点 観音埼灯台(北緯三五度一五分二二秒東経一三九度四四分

(4) 七秒) 海獺島灯台(北緯三五度一二分四三秒東経一三九度四四分 から九〇度四、 六五〇メートルの地点

(7) | (6) | (5) |海獺島灯台から九〇度二、 九〇〇メートルの地点

観音埼灯台から九〇度一、九五〇メートルの地点

第二海堡灯台から一七九度四五分二、八九〇メートルの地

(8) 点 第 一海堡灯台から一八六度三〇分三、 一七〇メートルの地

第二海堡灯台から一九七度二、 六五〇メートルの地点

(9)

点

(
'n
\pm
(略

別表第五 東京湾に係る緊急確保航路 (第十七条の十関係)

地点と(3)に掲げる地点とを結んだ線により (1)から(3)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる 囲まれた区域、 (14) カ

ら2)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び4)に掲げる地点と (2)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、 (21) から (26) ま

げる地点を順次に結んだ線及び(2)に掲げる地点と(3)に掲げる地 (31)から(3までに掲げる地

点とを結んだ線により囲まれた区域、

げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、

(27)から(30)までに掲

でに掲げる地点を順次に結んだ線及び(2)に掲げる地点と(2)に掲

結んだ線により囲まれた区域並びに(3)から(37) 点を順次に結んだ線及び(3)に掲げる地点と(3)に掲げる地点とを までに掲げる地点

を順次に結んだ線及び(3)に掲げる地点と(3)に掲げる地点とを結

んだ線により囲まれた区域

(1) 東京東防波堤灯台(北緯三五度三六分四三秒東経 一三九度

(10)

「海堡灯台から一九○度三○分二、三二○メートルの地

(11) 一海堡灯台から三〇〇度三、

(略)

(21) 川崎東扇島防波堤東灯台から一七一度二、三七〇メートルー ートルの地点	(20 川崎東扇島防波堤東灯台から一五二度三〇分二、一二〇メ) ――トルの地点	(1) 川崎東扇島防波堤東灯台から一七六度四五分四、四〇〇メ		(17 川崎東扇島防波堤東灯台から一三〇度二、三六〇メートル) の地点	(16 川崎東扇島防波堤東灯台から一三八度三、六六〇メートル) ――トルの地点	(15)川崎東扇島防波堤東灯台から一一七度三〇分四、〇四〇メ	(14)川崎東扇島防波堤東灯台から一〇二度一五分二、七七〇メートルの地点	(13)東京中央防波堤東灯台から一五八度四五分二、九五〇メートルの地点	(12) 東京中央防波堤東灯台から一六三度一五分六、五四〇メートルの地点	11 東京中央防波堤東灯台から一七二度三〇分五、四二〇メー

(32) 第二海堡灯台から二七八度三〇分二、二八	(31)横須賀港東北防波堤東灯台から九九度一五分二、 (30) 第二海堡灯台から一五度三〇分七、三五〇メート	第二海堡灯台から一四度四五分六、四七〇メートルの地点		三九度四九分一六秒)から三一八度一五分六、	(27) 木更津港富津西防波堤灯台(北緯三五度二〇一 ートルの地点	(26) 川崎東扇島防波堤西灯台から一五六度四五) トルの地点	(25) 横浜大黒防波堤東灯台から一二二度一五分三、 点	(24) 横浜本牧防波堤灯台から一四九度四、〇四	(23)横浜大黒防波堤東灯台から一三八度一五分四) 地点	(22) 横浜大黒防波堤東灯台から一二五度四、六 の地点
、二八〇メートルの地	度一五分二、八一〇メ	四七〇メートルの地点	七度一五分五、八一〇	五分六、五三〇メート	五度二○分四秒東経一	五六度四五分二、七〇〇メ	一五分三、四七〇メー	Ò	一五分四、五〇〇メー	四、六九〇メートルの

(36) 五〇メートルの地点 五〇メートルの地点 五〇メートルの地点 1トルの地点 1トルの地点 1ハ四〇メートルの地点 1ハ四〇メートルの地点 1ハ四〇メートルの地点 1ハ四〇メートルの地点 1ハ四〇メートルの地点 1ハ四〇メートルの地点 1ハウム 1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1	(35) (34)
---	-------------

(15) 伊良湖岬灯台(北緯三四度三四分四六秒東経一三七度五八
ルの地点
三六度五一分二九秒)から一八七度四五分七、二七〇メート
(1) 内海港第四号防波堤灯台(北緯三四度四四分一六秒東経一
(13) 野間埼灯台(北緯三四度四五分二八秒東経一三六度五〇分
(12) 伊勢湾灯標から二二六度四五分二、二四〇メートルの地点
(1 伊勢湾灯標から三五八度四五分九五〇メートルの地点
(1) 伊勢湾灯標から三三九度四五分二、四二〇メートルの地点
三三秒)から三三七度一五分三、五一〇メートルの地点
(8) 伊勢湾灯標(北緯三四度五六分一六秒東経一三六度四七分
ルの地点
一三六度四八分六秒)から二二六度三〇分四、三四〇メート
(7) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台(北緯三五度三四秒東経
(6) 立馬埼灯台から三二六度一五分二、一四〇メートルの地点
点
(5) 尾張野島灯台から一九七度三〇分一、五〇〇メートルの地
点
(4) 尾張野島灯台から一七九度三〇分二、〇八〇メートルの地
二秒)から三二四度一、四四〇メートルの地点

ートルの地点	(37) 内海港第四号防波堤灯台から一九九度四五分七、六〇〇メー の地点	(36) 松阪港東防波堤灯台から六○度四五分四、一五○メートル) 点	度三三分四一秒)から七〇度四五分四、一六〇メートルの地	(35) 松阪港東防波堤灯台(北緯三四度三六分五九秒東経一三六)	ートルの地点	(34) 内海港第四号防波堤灯台から一九七度三〇分八、二二〇メ)	地点	度五八分三四秒)から三四六度四五分三、七九〇メートルの	(3) 神島港北防波堤灯台(北緯三四度三二分五九秒東経一三六	(32) 神島灯台から三五〇度二、六九〇メートルの地点	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	(31) 神島灯台(北緯三四度三二分五五秒東経一三六度五九分	(30) 伊良湖岬灯台から一七一度二、六一〇メートルの地点	点	(29) 伊良湖岬灯台から二七二度三〇分二、四〇〇メートルの地	(28 伊良湖岬灯台から二九三度四、〇九〇メートルの地点	点 27 尾張野島灯台から二一五度三〇分五、一五〇メートルの地

(3) 堺泉北大和川南防波堤北灯台(北緯三四度)の地点	(2) 西宮防波堤東灯台から二〇九度一五分二、 点		1) 西宮方皮是東汀台(比違三四度四〇分二一円 一番	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲一 大阪湾に係る緊急確保航路	九八〇メートルの地点	(4) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二二五度三〇分四	(42) 伊勢湾灯標から二四六度四五分三、三〇〇 地点	九分一四秒)から二二一度三〇分八、	(4) 鬼崎港北防波堤灯台(北緯三四度五四分一	分一一秒) から一七三度三〇分三、七七〇メ	(40) 揖斐川口灯台(北緯三四度五九分五八秒東)————————————————————————————————————	- 三九分四七秒)から九九度三〇分四、	市港防波堤灯台(北緯三四度五六分四埼灯台から二九六度三○分八、六五○
(北緯三四度三六分一八秒東	一五分二、一二〇メートル	二、一四〇メートルの	つ た 区	及び(1)に掲げる地点と(39)に		口から二二五度三〇分四、		○分八、四八○メートルの	屋五四分一七秒東経一三六	七七〇メートルの地点	7五八秒東経一三六度四三	が四、九八○メートルの地 	一の地

から三四七度三〇分五、六七〇メートルの地点	(12) 友ヶ島灯台(北緯三四度一六分五一秒東経一三	トルの地点	(11) 堺浜寺北防波堤灯台から二六七度三〇分一一、.	ルの地点	(10) 堺浜寺北防波堤灯台から二六六度四五分八、四	ルの地点	(9) 堺浜寺北防波堤灯台から二七一度四五分八、二	の地点	度二四分三四秒)から二七〇度四五分一一、二〇	(8) 堺浜寺北防波堤灯台(北緯三四度三三分二九秒:	〇メートルの地点	(7) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二五三度四五分五、	○メートルの地点	(6) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七四度一五:	〇メートルの地点	(5) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七八度一五分五、	○メートルの地点	(4) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二八一度三〇:	ートルの地点	経一三五度二三分一七秒)から二七五度一五分六、
ル	秒東経一三五度二秒)		〇分一一、九六〇メー		五分八、四二〇メート		五分八、二二〇メート		_	三分二九秒東経一三五		五三度四五分五、六〇		七四度一五分四、八二		七八度一五分五、〇六		八一度三〇分四、九五		度一五分六、六八〇メ

(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	اجب	(21)	(20)	手小 -	(19)		(18)		(17)	 	(16)	(15)	 	(14)	(13)
神戸第一防波堤西灯台(北緯三四度三九分一一秒東経一三	平磯灯標から一五三度三〇分四、〇〇〇メートルの地点	平磯灯標から二一五度一、九五〇メートルの地点	江埼灯台から三一度三、一一〇メートルの地点	江埼灯台から三二八度三〇分二、九〇〇メートルの地点	江埼灯台から三二八度三〇分一、二〇〇メートルの地点	六秒)から四六度一、六三〇メートルの地点	江埼灯台(北緯三四度三六分二三秒東経一三四度五九分三	平磯灯標から二一五度三、四五〇メートルの地点	秒) から一六五度四五分五、一八〇メートルの地点	平磯灯標(北緯三四度三七分一八秒東経一三五度三分五五	度一五分一四秒)から一八八度九、○八○メートルの地点	神戸第七防波堤西灯台(北緯三四度四〇分八秒東経一三五	一八分四八秒)から一九〇度九、三二〇メートルの地点	西宮防波堤西灯台(北緯三四度四〇分四〇秒東経一三五度	地点	堺浜寺北防波堤灯台から二七五度一二、三二〇メートルの	友ヶ島灯台から三三六度三〇分六、六八〇メートルの地点	から九〇度一、九九〇メートルの地点	生石鼻灯台(北緯三四度一六分三秒東経一三四度五七分)	友ヶ島灯台から二二〇度一五分一、九四〇メートルの地点

(\ I		()
(39)	Ø	(38)
西宮防波堤西灯台から一八三度七、	0地点	西宮防波堤西灯台から一八四度三〇
○五○メ		分四、
〇メートルの地点		四八〇メートル